

令和3年度  
(令和3年7月)

# 市税概要



KOBAYASHI  
CITY

小林市  
(市民生活部 税務課)



## 目次

<b>1. 税務行政機構等</b>	<b>1</b>
税務機構(市民生活部 税務課)の事務分掌	2
<b>2. 市民税</b>	<b>3</b>
(1)個人市民税賦課期日現在の人口及び世帯数の推移	4
(2)市民税納税義務者数の推移	4
(3)個人市民税調定額の推移[現年課税分]	5
(4)令和3年度個人市民税賦課状況	6
(5)課税標準額段階別・所得別納税義務者数	7
(6)各種所得の推移	8
(7)年度別法人市民税納税義務者数及び調定額	9
(8)年度別法人市民税均等割納税義務者数	10
<b>3. 固定資産税</b>	<b>11</b>
(1)土地家屋別納税義務者数の推移	12
(2)償却資産納税義務者数の推移	12
(3)固定資産税調定額の推移[現年課税分]	13
(4)固定資産税の決定価格等の内訳	14
(5)償却資産の決定価格等の内訳	14
(6)都市計画税納税義務者数の推移	15
(7)都市計画税調定額の推移[現年課税分]	15
(8)都市計画税の決定価格等の内訳	15
(9)都市計画税の充当状況	16
(10)土地地目別集計表	17
(11)木造家屋種類別集計表	17
(12)木造以外家屋・種類別集計表	18
(13)新增築家屋棟数の推移	18
(14)減少分家屋棟数の推移	18
(15)国有資産等所在市町村交付金	19
(16)固定資産評価審査委員会委員一覧	19
<b>4. 諸税</b>	<b>21</b>
(1)軽自動車税課税客体数及び調定額の推移	22

(2)軽自動車税課税客体数及び調定額の推移(グラフ)	23
(3)市たばこ税調定額及び売渡本数の推移	24
(4)入湯税の調定額及び充当状況	25
<b>5. 徴収</b>	<b>27</b>
(1)年度別市税決算額	28
(2)各税目の調定額及び収入済額の推移	30
(3)一般会計歳入総額と市税収入額の推移	31
(4)市税調定額及び徴収率等一覧表	32
(5)納税方法の状況	33
(6)口座振替利用状況	34
(7)コンビニ収納状況	35
(8)年度別差押財産の換価状況	35
(9)督促状発付状況	36
(10)収納率の推移	38
(11)収納額の推移	38
<b>6. その他</b>	<b>39</b>
市税の税率及び納期等の一覧表	40

# 1. 稅務行政機構等

税務機構（市民生活部 税務課）の事務分掌

（令和3年7月1日現在）

G名	主な担当	課長	ML	GL	職員	再任用職員	会計年度職員	計	事務分掌
		1						1	課の総括
納税G				1	3		1	5	(1) 市税(国民健康保険税を除く。)の賦課、減免及び徴収に関する事 (2) 市税の督促及び滞納処分に関する事 (3) 市税の徴収猶予及び不納欠損処分に関する事 (5) 市税に係る諸証明（市民課の所管に属するものを除く。）に関する事
	計	0	0	1	3	0	1	5	
収納管理G			1	1	4		1	7	(1) 市税(国民健康保険税を除く。)の賦課、減免及び徴収に関する事 (2) 市税の督促及び滞納処分に関する事 (3) 市税の徴収猶予及び不納欠損処分に関する事 (5) 市税に係る諸証明（市民課の所管に属するものを除く。）に関する事
	計	0	1	1	4	0	1	7	
資産税(土地)G				1	3			4	(1) 市税(国民健康保険税を除く。)の賦課、減免及び徴収に関する事 (4) 固定資産税の調査及び評価に関する事 (5) 市税に係る諸証明（市民課の所管に属するものを除く。）に関する事
	窓口調査						2	2	
	計	0	0	1	3	0	2	6	
資産税(家屋)G	償却資産				1			1	(1) 市税(国民健康保険税を除く。)の賦課、減免及び徴収に関する事 (4) 固定資産税の調査及び評価に関する事 (5) 市税に係る諸証明（市民課の所管に属するものを除く。）に関する事
				1	2			3	
	窓口調査						2	2	
計	0	0	1	3	0	2	6		
市民税G				1	5		2	8	(1) 市税(国民健康保険税を除く。)の賦課、減免及び徴収に関する事 (5) 市税に係る諸証明（市民課の所管に属するものを除く。）に関する事
	計	0	0	1	5	0	2	8	
地籍調査G				1	3	1	5	10	(6) 地籍調査に関する事 (7) 市の境界の変更に関する事 (8) 課内の庶務に関する事
	計	0	0	1	3	1	5	10	
合計		1	1	6	21	1	13	43	

## 2 . 市 民 税

(1) 個人市民税賦課期日現在の人口及び世帯数の推移

(各1月1日現在)

区分		年				
		29	30	1	2	3
人口 (人)	男	21,962	21,721	21,499	21,161	20,854
	女	25,127	24,792	24,491	24,173	23,780
	計	47,089	46,513	45,990	45,334	44,634
世帯数		22,139世帯	22,136世帯	22,172世帯	22,210世帯	22,159世帯

※出典 企画政策課\_人口推移

(2) 市民税納税義務者数の推移

(各年度7月1日現在)

区分		年度					
		29	30	1	2	3	
個人 (人)	均等割＋所得割	17,348	17,466	17,565	17,610	17,561	
	均等割のみ	3,022	2,990	3,004	2,924	2,710	
	計	20,370	20,456	20,569	20,534	20,271	
法人 (社)	地方税法第312条第1項に該当	第9号	4	4	3	2	—
		第8号	1	1	1	1	—
		第7号	59	57	55	56	—
		第6号	3	3	3	3	—
		第5号	36	35	38	39	—
		第4号	11	10	8	9	—
		第3号	169	174	177	171	—
		第2号	12	15	14	16	—
		第1号	780	777	778	773	—
	計	1,075	1,076	1,077	1,070	—	

※ 第1号～第9号法人についての説明は、10ページを参照してください。

※ 法人市民税は前年度の事業実績による課税であるため前年度の集計が最新となります。

※出典 個人：課税状況調\_第2表 個人の市町村民税の納税義務者等に関する調

法人：課税状況調\_第48表 市町村民税の法人均等割に関する調

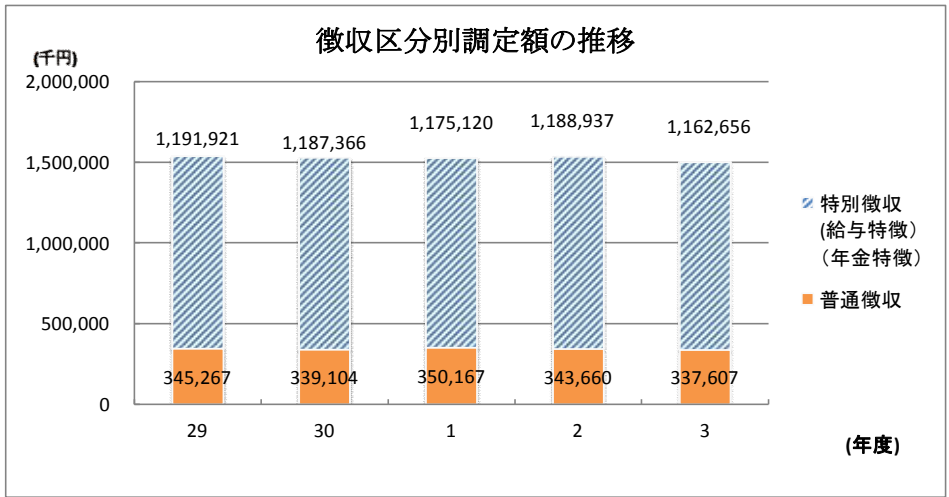
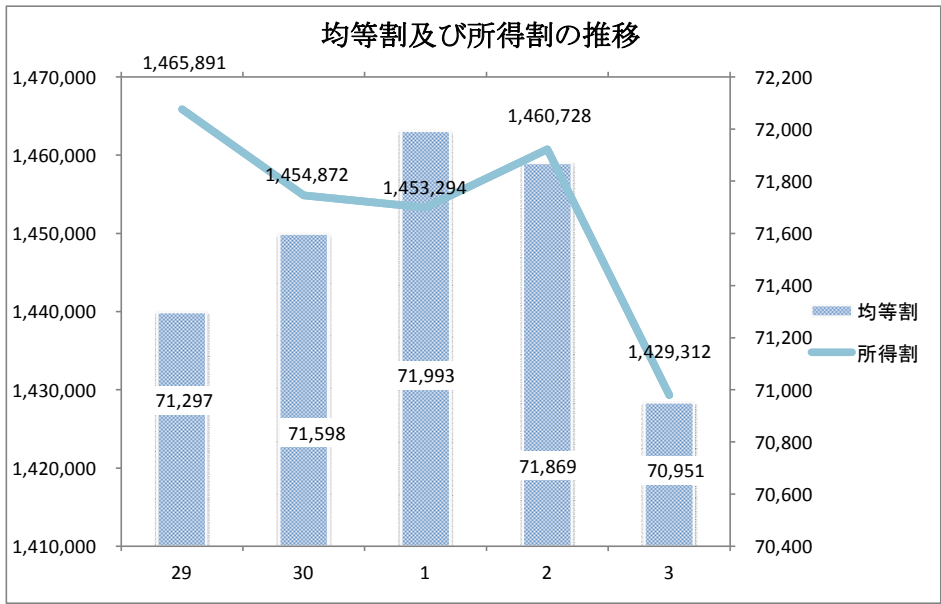


(3) 個人市民税調定額の推移〔現年課税分〕

(各年度7月1日現在 単位：千円)

区分		年度				
		29	30	1	2	3
普通徴収	均等割	17,408	16,288	16,917	15,807	14,312
	所得割	327,859	322,816	333,250	327,853	323,295
	小計	345,267	339,104	350,167	343,660	337,607
特別徴収 (給与特徴) (年金特徴)	均等割	53,889	55,310	55,076	56,062	56,639
	所得割	1,138,032	1,132,056	1,120,044	1,132,875	1,106,017
	小計	1,191,921	1,187,366	1,175,120	1,188,937	1,162,656
調定額	均等割	71,297	71,598	71,993	71,869	70,951
	所得割	1,465,891	1,454,872	1,453,294	1,460,728	1,429,312
	合計	1,537,188	1,526,470	1,525,287	1,532,597	1,500,263

※出典 課税状況調\_第2表 個人の市町村民税の納税義務者等に関する調  
課税状況調\_第3表 市町村民税の特別徴収義務者等に関する調

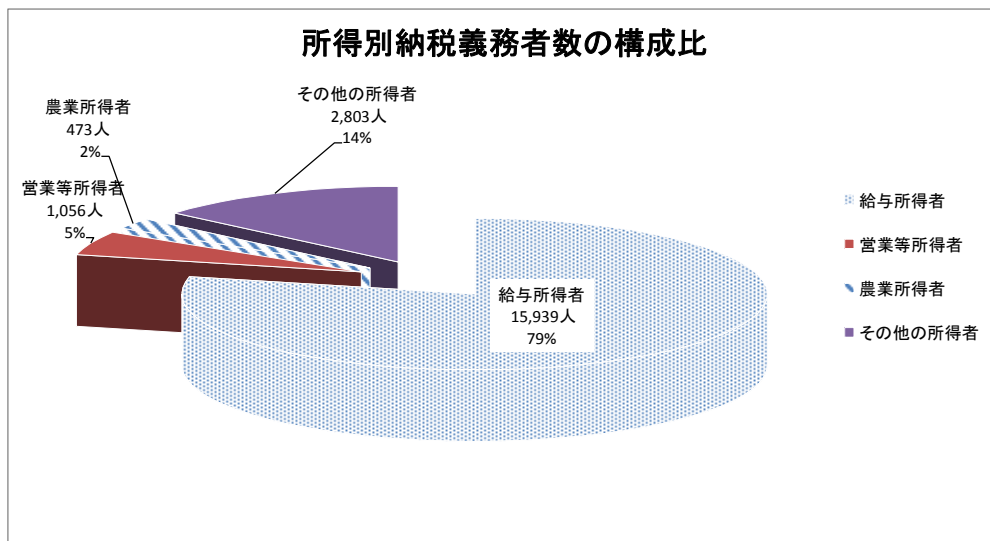


(4) 令和3年度 個人市民税賦課状況

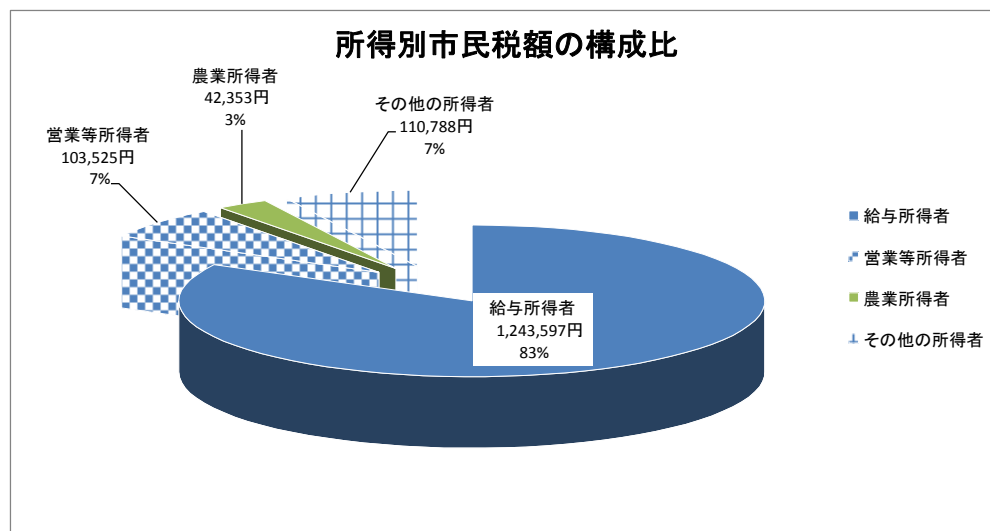
(令和3年7月1日現在)

所得区分	均等割のみを納める者		均等割と所得割を納める者			合計		納税義務者 1人当たり 平均税額 G/F (千円)	税額 構成比 (%)
	納税義務者 A (人)	均等割額 B (千円)	納税義務者 C (人)	均等割額 D (千円)	所得割額 E (千円)	納税義務者 (A+C) F (人)	税額 (B+D+E) G (千円)		
給与所得者	1,382	4,837	14,557	50,950	1,187,810	15,939	1,243,597	78	82.9
営業等所得者	229	802	827	2,895	99,828	1,056	103,525	98	6.9
農業所得者	184	644	289	1,012	40,697	473	42,353	90	2.8
その他の所得者	915	3,203	1,888	6,608	100,977	2,803	110,788	40	7.4
計	2,710	9,486	17,561	61,465	1,429,312	20,271	1,500,263	74	100.0

※出典 個人：課税状況調\_第2表 個人の市町村民税の納税義務者等に関する調



納税義務者合計 20,271 人



市民税総額 1,500,263 千円

(5) 課税標準額段階別・所得別納税義務者数

(令和3年7月1日現在)

課税標準額の段階	区分	給与所得 (人)	営業等所得 (人)	農業所得 (人)	その他の所得 (人)	分離譲渡所得 (人)	合計 (人)
1千円を超え 10万円以下		605	68	45	216	55	989
10万円を超え 100万円以下		6,357	350	81	1,223	35	8,046
100万円を超え 200万円以下		4,659	174	58	223	15	5,129
200万円を超え 300万円以下		1,603	72	34	34	12	1,755
300万円を超え 400万円以下		803	51	17	30	11	912
400万円を超え 550万円以下		277	35	22	27	8	369
550万円を超え 700万円以下		59	28	8	15	2	112
700万円を超え 1千万円以下		54	20	12	10	6	102
1千万円を超える 金額		89	23	10	13	12	147
合計		14,506	821	287	1,791	156	17,561

※「課税標準額」

市民税の課税の基礎となる金額のことで、所得金額から所得控除額を差し引いた金額です。

※出典

課税状況調\_第5表 課税標準額段階別所得割額等に関する調【給与所得者】

課税状況調\_第6表 課税標準額段階別所得割額等に関する調【営業等所得者】

課税状況調\_第7表 課税標準額段階別所得割額等に関する調【農業所得者】

課税状況調\_第9表 課税標準額段階別所得割額等に関する調【その他の所得者】

課税状況調\_第11表 課税標準額段階別所得割額等に関する調【分離課税をした者に係る分】

(6) 各種所得の推移

■ 個人の市民税の所得割を納める者(納税義務者数)

(単位:人、%)

区分	29年度		30年度		元年度		2年度		3年度	
	義務者	構成比	義務者	構成比	義務者	構成比	義務者	構成比	義務者	構成比
給所得者	14,158	81.6	14,299	81.9	14,453	82.3	14,526	82.5	14,557	82.9
営業等所得者	860	5.0	834	4.8	824	4.7	842	4.8	827	4.7
農業者所得者	367	2.1	383	2.2	320	1.8	332	1.9	289	1.6
その他所得者	1,963	11.3	1,950	11.2	1,968	11.2	1,910	10.8	1,888	10.8
合計	17,348	100.0	17,466	100.0	17,565	100.0	17,610	100.0	17,561	100.0

※出典 課税状況調\_第2表 個人の市町村民税の納税義務者等に関する調

■ 個人の市民税の所得割を納める者(所得割額)

(単位:千円、%)

区分	29年度		30年度		元年度		2年度		3年度	
	所得割額	構成比	所得割額	構成比	所得割額	構成比	所得割額	構成比	所得割額	構成比
給所得者	1,177,508	80.3	1,193,669	82.0	1,203,331	82.8	1,201,161	82.2	1,187,810	83.1
営業等所得者	100,896	6.9	94,106	6.5	97,404	6.7	100,545	6.9	99,828	7.0
農業者所得者	55,735	3.8	55,373	3.8	37,416	2.6	45,242	3.1	40,697	2.8
その他所得者	131,752	9.0	111,724	7.7	115,143	7.9	113,780	7.8	100,977	7.1
合計	1,465,891	100.0	1,454,872	100.0	1,453,294	100.0	1,460,728	100.0	1,429,312	100.0

※出典 課税状況調\_第2表 個人の市町村民税の納税義務者等に関する調

■ 退職所得者の分離課税に係る所得割額等

(単位:千円、%)

調定月	29年度		30年度		元年度		2年度		3年度	
	税額	義務者	税額	義務者	税額	義務者	税額	義務者	税額	義務者
4月	296	10	753	15	0	0	991	28	494	31
5月	2,461	28	3,637	33	4,200	58	2,190	21	1,624	18
6月	819	5	2,303	2	63	1	1	1	74	1
7月	99	4	102	1	1,548	3	1,095	5	—	—
8月	793	3	352	3	0	0	0	0	—	—
9月	29	1	177	2	0	0	0	0	—	—
10月	897	7	831	10	0	0	0	0	—	—
11月	531	3	991	8	0	0	59	1	—	—
12月	3,027	3	567	4	0	0	305	2	—	—
1月	440	4	185	21	0	0	142	2	—	—
2月	71	2	774	4	24,035	30	295	3	—	—
3月	1,533	25	354	2	1,965	10	2,568	7	—	—
合計	10,996	95	11,026	105	31,811	102	7,646	70	2,192	50

※出典 課税状況調\_第20表 退職所得の分離課税に係る所得割額等に関する調

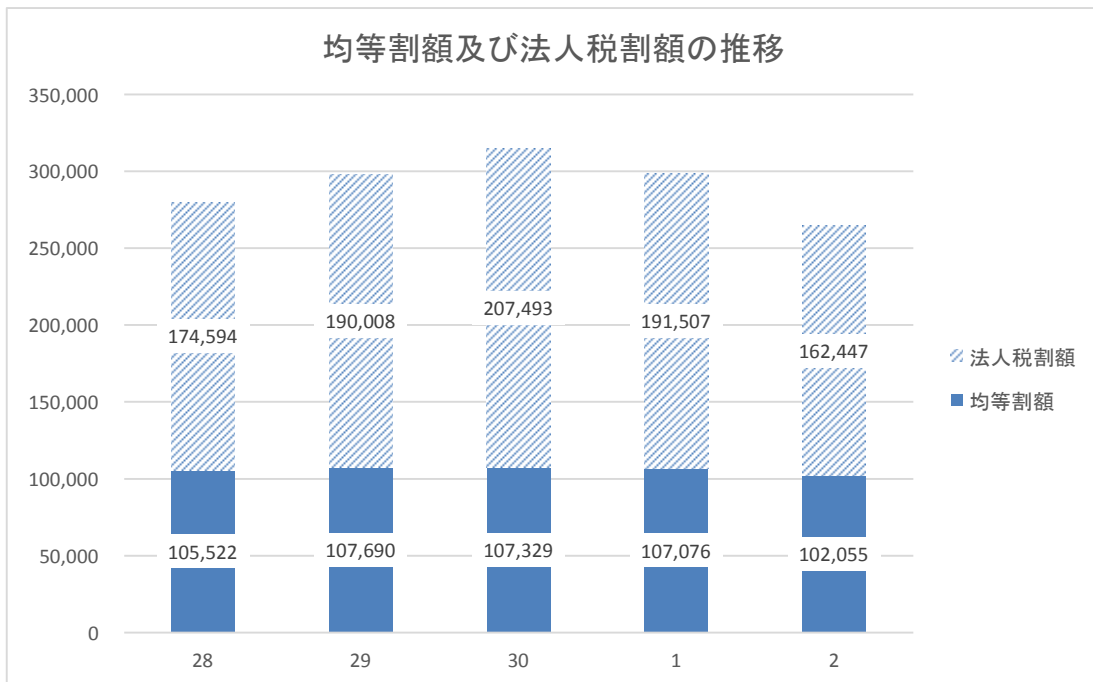
(7) 年度別法人市民税納税義務者数及び調定額

(各年度7月1日現在)

区分		年度				
		28	29	30	1	2
均等割額	法人数(社)	1,051	1,075	1,076	1,077	1,070
	調定額(千円)	105,522	107,690	107,329	107,076	102,055
法人税割額	法人数(社)	296	308	319	335	299
	調定額(千円)	174,594	190,008	207,493	191,507	162,447
合計調定額(千円)		280,116	297,698	314,822	298,583	264,502
合計調定額の対前年比(%)			106.3	105.8	94.8	88.6

※出典 課税状況調\_第32表 市町村民税の法人税割に関する調

課税状況調\_第48表 市町村民税の法人均等割に関する調



(8) 年度別法人市民税均等割納税義務者数

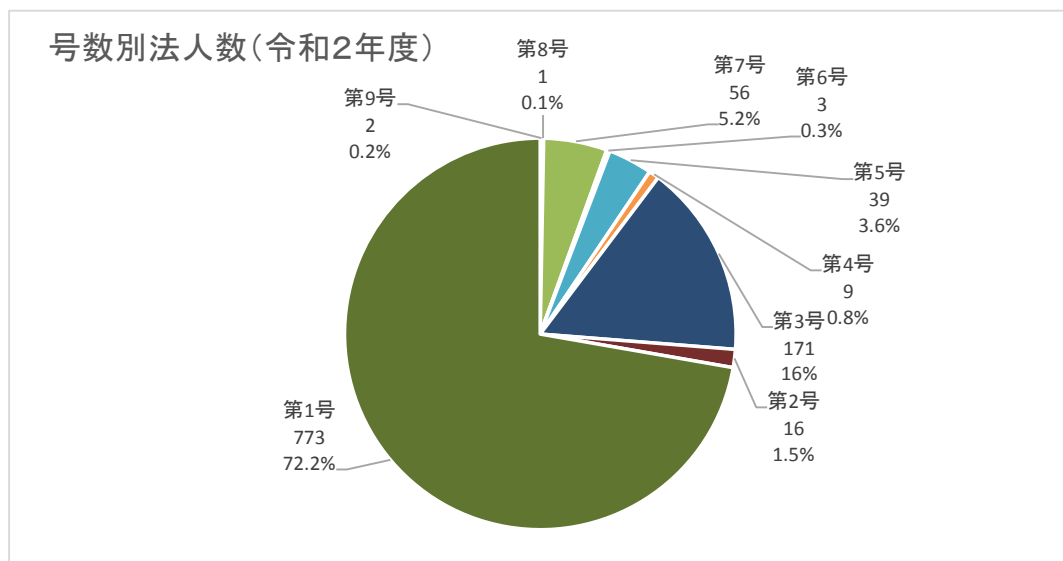
(各年度7月1日現在単位：社)

年度 区分	28	29	30	1	2
第9号	4	4	4	3	2
第8号	1	1	1	1	1
第7号	60	59	57	55	56
第6号	3	3	3	3	3
第5号	39	36	35	38	39
第4号	10	11	10	8	9
第3号	165	169	174	177	171
第2号	11	12	15	14	16
第1号	758	780	777	778	773
合計	1,051	1,075	1,076	1,077	1,070

出典 課税状況調\_第48表 市町村民税の法人均等割に関する調

※第1号～第9号法人とは、地方税法第312条第1項に規定する、以下の区分の法人です。

号数	資本金等の額	市内従業者数
第9号	50億円超	50人超
第8号	10億円を超え50億円以下	50人超
第7号	10億円超	50人以下
第6号	1億円を超え10億円以下	50人超
第5号		50人以下
第4号	1千万円を超え1億円以下	50人超
第3号		50人以下
第2号	1千万円以下	50人超
第1号		50人以下
	資本金等の額を有しない	—



## 3 . 固 定 資 產 稅

(1) 土地・家屋別納税義務者数の推移

(各年度4月1日現在、単位：人)

区分		年度				
		29	30	1	2	3
個人	土地	17,141	17,042	17,010	17,019	16,975
	家屋	17,739	17,718	17,702	17,716	17,695
法人	土地	562	583	604	629	652
	家屋	587	580	593	609	584
合計	土地	17,703	17,625	17,614	17,648	17,627
	家屋	18,326	18,298	18,295	18,325	18,279

(出典) 概要調書第1表、第21表

(2) 償却資産納税義務者数の推移

(各年度4月1日現在、単位：人)

区分		年度				
		29	30	1	2	3
免税点以上	個人	251	273	283	320	316
	法人	576	589	611	619	594
	計	827	862	894	939	910
免税点未満	個人	144	140	219	186	201
	法人	464	496	495	512	561
	計	608	636	714	698	762
合計	個人	395	413	502	506	517
	法人	1,040	1,085	1,106	1,131	1,155
	計	1,435	1,498	1,608	1,637	1,672

(出典) 概要調書第69表

※「償却資産」

工場や商店等を経営する個人や法人が、その事業のために用いる機械・器具・備品等のこと。

※「免税点」

固定資産税が課税されない基準となる課税標準額の上限

(同一人単位：土地30万円、家屋20万円、償却資産150万円)



(3) 固定資産税調定額の推移〔現年課税分〕

(各年度4月1日現在、単位：千円)

区分		年度				
		29	30	1	2	3
固定資産税	土地	632,195	621,440	619,176	619,431	631,712
	家屋	1,060,477	1,047,743	1,085,418	1,119,743	1,067,866
	償却資産	503,793	508,112	501,409	499,570	459,160
	小計	2,196,465	2,177,295	2,206,003	2,238,744	2,158,738
交付金		153,955	149,904	147,757	159,034	155,424
合計		2,350,420	2,327,199	2,353,760	2,397,778	2,314,162

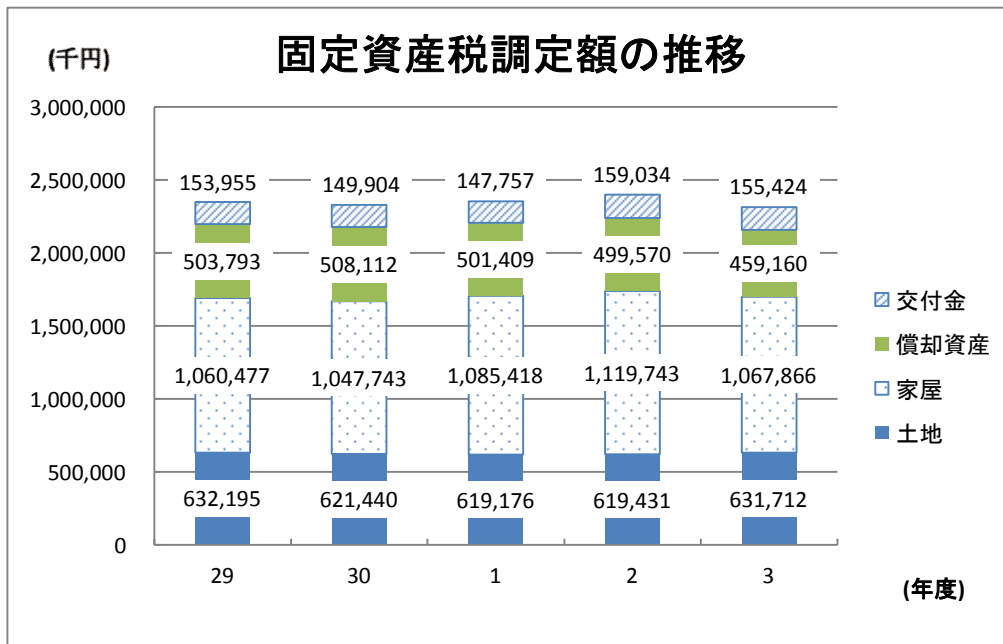
(出典) 更正集計表

※「調定額」

税収入の見込額

※「交付金」

19ページの(15)「国有資産等所在市町村交付金」を参照してください。



(4) 固定資産税の決定価格等の内訳

(令和3年4月1日現在)

区 分		納 税 義 務 者 数 ( 人 )	筆 数 又 は 棟 数	地 積 又 は 床 面 積 ( m <sup>2</sup> )	決 定 価 格 ( 千 円 )	決 定 価 格 の 構 成 比 ( % )
免 税 点 以 上	土 地	17,627	148,800	163,120,873	101,702,582	46.2
	家 屋	18,279	50,863	4,504,195	79,009,297	35.9
	償 却 資 産	910	-	-	34,529,332	15.7
	市 評 価 分	905	-	-	21,189,008	9.6
	国・県配分	5	-	-	13,340,324	6.1
	小 計	36,816	199,663	167,625,068	215,241,211	97.7
免 税 点 未 満	土 地	10,006	19,632	18,626,159	2,599,505	1.2
	家 屋	1,210	1,886	91,123	872,738	0.4
	償 却 資 産	762	-	-	1,657,540	0.8
	市 評 価 分	761	-	-	1,657,528	0.8
	国・県配分	1	-	-	12	0.0
	小 計	11,978	21,518	18,717,282	5,129,783	2.3
合 計		48,794	221,181	186,342,350	220,370,994	100.0

(出典) 概要調書第1～2表、第21～22表、第69～70表

※「決定価格」

固定資産税を課税するために決定した価格。固定資産税評価額

※「償却資産市評価分」

償却資産のうち、納税義務者の申告に基づき、市が評価したもの

※「償却資産国・県配分」

償却資産のうち、地方税法第389条第1項の規定により、総務大臣又は県知事が指定し、総務省令に基づき、市に配分したもの

(5) 償却資産の決定価格等の内訳

(令和3年4月1日現在、単位：千円)

種類	区分	決 定 価 格	課 税 標 準 額	
				うち公益事業等特例分
市 評 価 分	構 築 物	5,297,456	5,045,517	178,105
	機 械 及 び 装 置	13,047,210	12,379,700	398,802
	船 舶	0	0	0
	航 空 機	0	0	0
	車 両 及 び 運 搬 具	36,377	36,269	108
	工 具 ・ 器 具 ・ 備 品	2,807,965	2,681,939	115,099
	小 計	21,189,008	20,143,425	692,114
国 ・ 県 配 分		13,340,324	13,336,326	-
合 計		34,529,332	33,479,751	692,114

(出典) 概要調書第70表

(6) 都市計画税納税義務者数の推移

(各年度4月1日現在、単位：人)

区分 \ 年度	29	30	1	2	3
個人	10,592	10,546	10,548	10,562	10,561
法人	421	429	442	451	444
合計	11,013	10,975	10,990	11,013	11,005

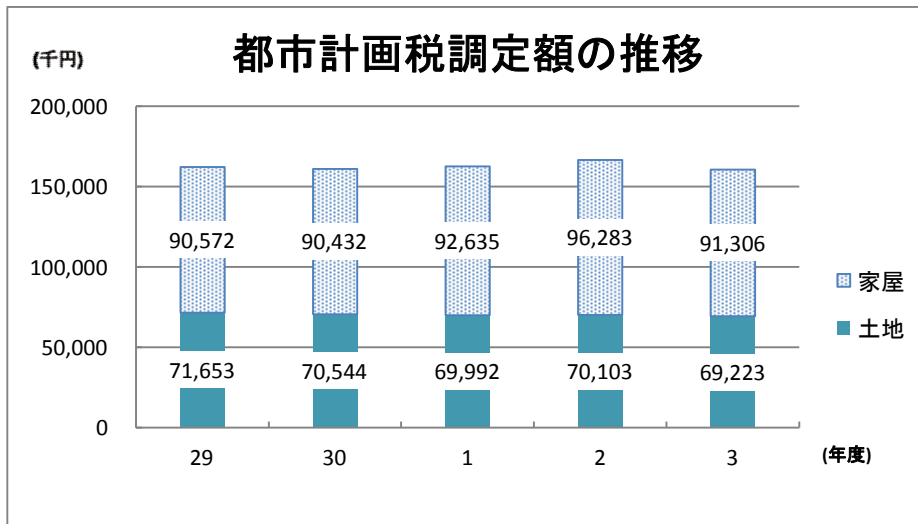
(出典) 概要調書第52表

(7) 都市計画税調定額の推移〔現年課税分〕

(各年度4月1日現在、単位：千円)

区分 \ 年度	29	30	1	2	3
土地	71,653	70,544	69,992	70,103	69,223
家屋	90,572	90,432	92,635	96,283	91,306
合計	162,225	160,976	162,627	166,386	160,529

(出典) 更正集計表



(8) 都市計画税の決定価格等の内訳

(令和3年4月1日現在、免税点以上)

区分	納税義務者数 (人)	筆数又は棟数	地積又は床面積 (㎡)	決定価格 (千円)	決定価格の構成比 (%)
土地	8,756	25,256	12,522,000	61,608,679	56.7
家屋	9,085	20,245	1,937,660	46,998,930	43.3
合計	17,841	45,501	14,459,660	108,607,609	100.0

(出典) 概要調書第52～54表

## (9) 都市計画税の充当状況

(単位：千円)

区 分		年 度	平成29年度 (決算)	平成30年度 (決算)	令和元年度 (決算)	令和2年度 (決算)	令和3年度 (予算)
都市計画事業費等	街 路		0	0	0	0	28,000
	公 園		19,330	3,208	19,324	24,000	24,000
	下 水 道		322,156	259,521	297,374	241,508	265,857
	そ の 他		252,646	152,956	36,957	28,836	0
	市街地開発事業		0	0	0	0	0
	都市計画事業計 A		594,132	415,685	353,655	294,344	317,857
	土地区画整理事業 B		0	0	0	0	0
	地方債償還額 C		653,551	647,691	609,372	556,292	558,849
	合計 (A+B+C) D		1,247,683	1,063,376	963,027	850,636	876,706
Dの財源内訳	地 方 債 E		323,500	231,200	218,200	149,400	177,800
	支 出 金 F		204,284	133,468	132,900	111,648	133,170
	負 担 金 そ の 他 G		3,250	3,986	11	7,592	5,986
	都市計画税収入額 H		162,268	161,314	162,691	165,996	151,112
	一 般 財 源 等 D - (E+F+G+H) I		554,381	533,408	449,225	416,000	408,638
	合 計 J		1,247,683	1,063,376	963,027	850,636	876,706
充当割合	$\frac{H}{H+I}$ K		22.6%	23.2%	26.6%	28.5%	27.0%

(出典) 都市計画税の課税状況等の調

(注) 充当割合は、「都市計画事業費等」に充当された一般財源のうち、都市計画税が占める割合。

$$\text{充当割合 } K = \frac{\text{都市計画税収入額 } H}{\text{都市計画事業費等に充当された一般財源 } H+I} \times 100$$

## (10) 土地・地目別集計表

(令和3年4月1日現在、免税点未満含む。)

区分		筆数 (筆)	地積 (㎡)	決定価格 (千円)
地目				
	田	22,390	23,296,700	2,509,326
	畑	32,655	46,534,833	2,227,260
宅地	住宅用地	46,743	12,086,491	62,453,310
	非住宅用地	6,899	5,876,366	26,442,924
	小計	53,642	17,962,857	88,896,234
	池沼	61	38,790	8,395
	山林	40,949	79,367,641	2,369,614
	原野	13,709	10,705,336	166,662
	雑種地	4,931	3,188,635	8,098,427
	その他(牧場等)	95	652,240	26,169
	合計	168,432	181,747,032	104,302,087

(出典) 概要調書第2表

## (11) 木造家屋・種類別集計表

(令和3年4月1日現在、免税点未満含む。)

区分		棟数 (棟)	床面積 (㎡)	決定価格 (千円)
種類				
住宅	専用	25,983	2,144,801	39,018,920
	共同・寄宿舎	163	49,362	1,837,666
	併用	953	75,230	951,673
	小計	27,099	2,269,393	41,808,259
	旅館・料亭・ホテル	112	5,427	67,541
	事務所・銀行・店舗	702	47,798	979,311
	劇場・映画館・病院	18	2,579	69,454
	工場・倉庫	221	27,179	202,774
	土蔵	2	131	313
	附属家	15,221	669,287	1,925,730
	合計	43,375	3,021,794	45,053,382

(出典) 概要調書第24表

## (12) 木造以外家屋・種類別集計表

(令和3年4月1日現在、免税点未満含む。)

種類 \ 区分	棟数 (棟)	床面積 (㎡)	決定価格 (千円)
事務所・銀行・店舗・百貨店	1,003	263,444	9,869,545
住宅・共同住宅	1,123	178,149	6,124,588
病院・ホテル	126	108,771	8,070,009
工場・倉庫・市場	2,769	651,484	8,142,415
その他	4,353	371,676	2,622,096
合計	9,374	1,573,524	34,828,653

(出典) 概要調書第25～30表

## (13) 新增築家屋棟数の推移

(令和3年4月1日現在、単位：棟)

区分 \ 年度		29	30	1	2	3
木造	新築	188	186	171	198	145
	増築	13	12	12	13	9
	小計	201	198	183	211	154
木造以外	新築	19	18	45	36	31
	増築	1	2	2	4	0
	小計	20	20	47	40	31
合計	新築	207	204	216	234	176
	増築	14	14	14	17	9
	計	221	218	230	251	185

(出典) 概要調書第31～32表

## (14) 減少分家屋棟数の推移

(令和3年4月1日現在、単位：棟)

区分 \ 年度		29	30	1	2	3
木造		657	374	361	403	313
木造以外		139	95	101	82	60
合計		796	469	462	485	373

(出典) 概要調書第33～34表

## (15) 国有資産等所在市町村交付金

(令和3年4月1日現在 単位：千円)

所有者	区分	固定資産の価格	算定標準額	調定額
九州森林管理局		4,833,703	4,825,075	67,551
農林水産省		65,924	25,429	356
宮崎市上下水道局		3,141,656	2,385,692	33,400
九州財務局		35,700	11,114	156
宮崎県企業局		3,531,749	3,531,749	49,444
宮崎県		1,024,974	322,668	4,517
合計		12,633,706	11,101,727	155,424

## ※「国有資産等所在市町村交付金」

国や地方公共団体の所有する固定資産のうち、一般の固定資産と異ならないような状態で使用されているもの（宿舍等）について、固定資産税に準じて、国や地方公共団体から交付される交付金

## (16) 固定資産評価審査委員会委員一覧

(令和3年6月1日現在)

役職名	氏名	任期
委員長	塚田 徳義	令和3年5月10日～令和6年5月9日
委員	瀬戸山 雅光	令和3年5月10日～令和6年5月9日
委員	椎屋 三八子	令和3年5月10日～令和6年5月9日

## ※「固定資産評価審査委員会」

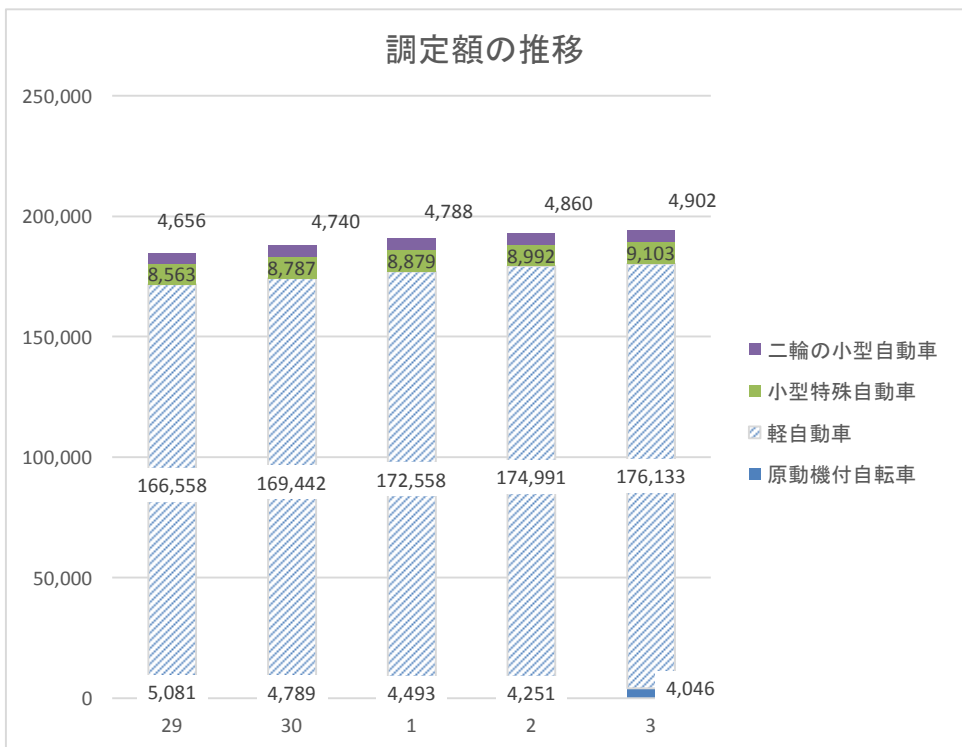
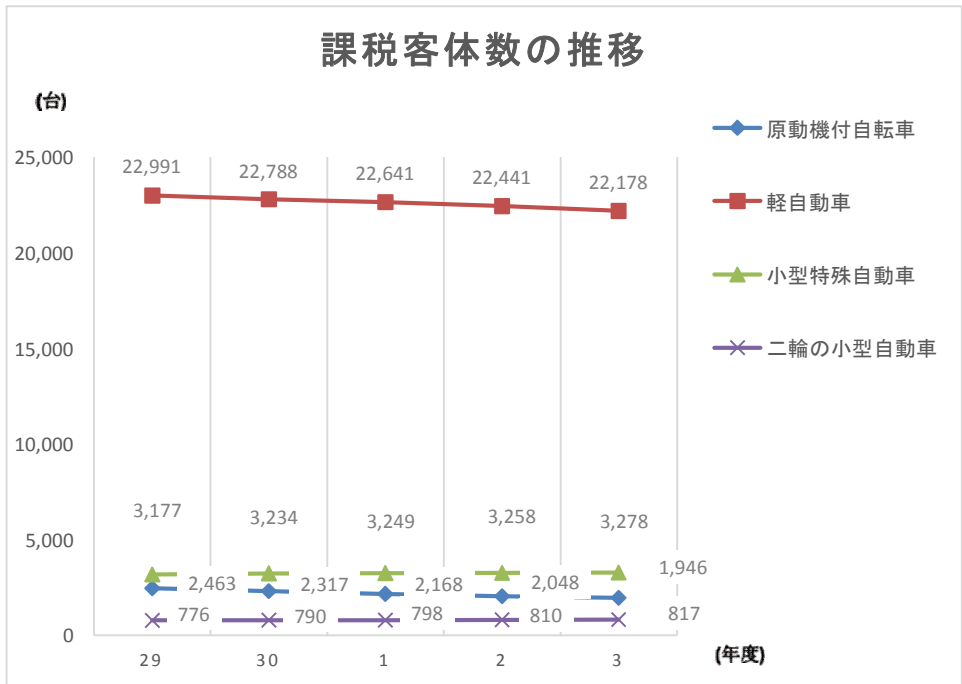
固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために設置されている委員会

## 4 . 諸 税





(2) 軽自動車税課税客体数及び調定額の推移(グラフ)



(3) 市たばこ税調定額及び売渡本数の推移

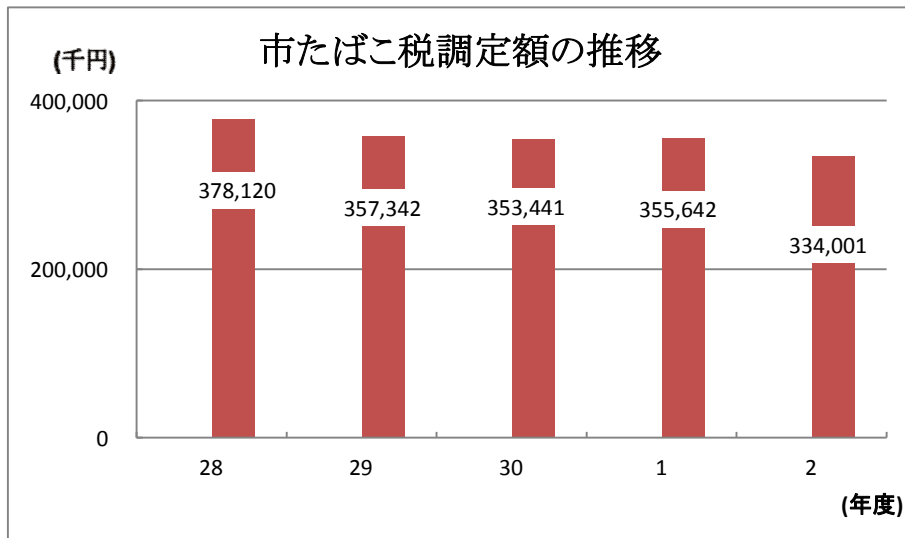
(各年度実績)

区分		年度				
		28	29	30	1	2
調定額 (千円)		378,120	357,342	353,441	355,642	334,001
	対前年比 (%)		94.5	98.9	100.6	93.9
売渡本数 (千本)		74,845	69,981	66,497	63,329	57,361
	旧3級品以外	68,947	65,380	62,813	61,480	57,361
	旧3級品	5,898	4,601	3,684	1,849	0
	対前年比 (%)		93.5	95.0	95.2	90.6
税	旧3級品以外	平成18年 7月 1日 から 平成22年 9月30日 まで	3,298円/千本			
		平成22年10月 1日 から 平成25年 3月31日 まで	4,618円/千本			
		平成25年 4月 1日 から 平成30年 9月30日 まで	5,262円/千本			
		平成30年10月 1日 から 令和 2年 9月30日 まで	5,692円/千本			
		令和2年10月 1日 から 令和 3年 9月30日 まで	6,122円/千本			
		令和3年10月 1日 から	6,552円/千本			
率	旧3級品	平成18年 7月 1日 から 平成22年 9月30日 まで	1,564円/千本			
		平成22年10月 1日 から 平成25年 3月31日 まで	2,190円/千本			
		平成25年 4月 1日 から 平成28年 3月31日 まで	2,495円/千本			
		平成28年 4月 1日 から 平成29年 3月31日 まで	2,925円/千本			
		平成29年 4月 1日 から 平成30年 3月31日 まで	3,355円/千本			
		平成30年 4月 1日 から 令和元年 9月30日 まで	4,000円/千本			

※手持ち品課税分を除く

※出典 税務課独自作成のたばこ税システム(エクセル)からのデータ抽出

※旧3級品の税率については平成27年度税制改正により、平成28年4月1日から平成31年4月1日までの間、段階的に税率を引き上げ、令和元年9月30日で廃止になりました。

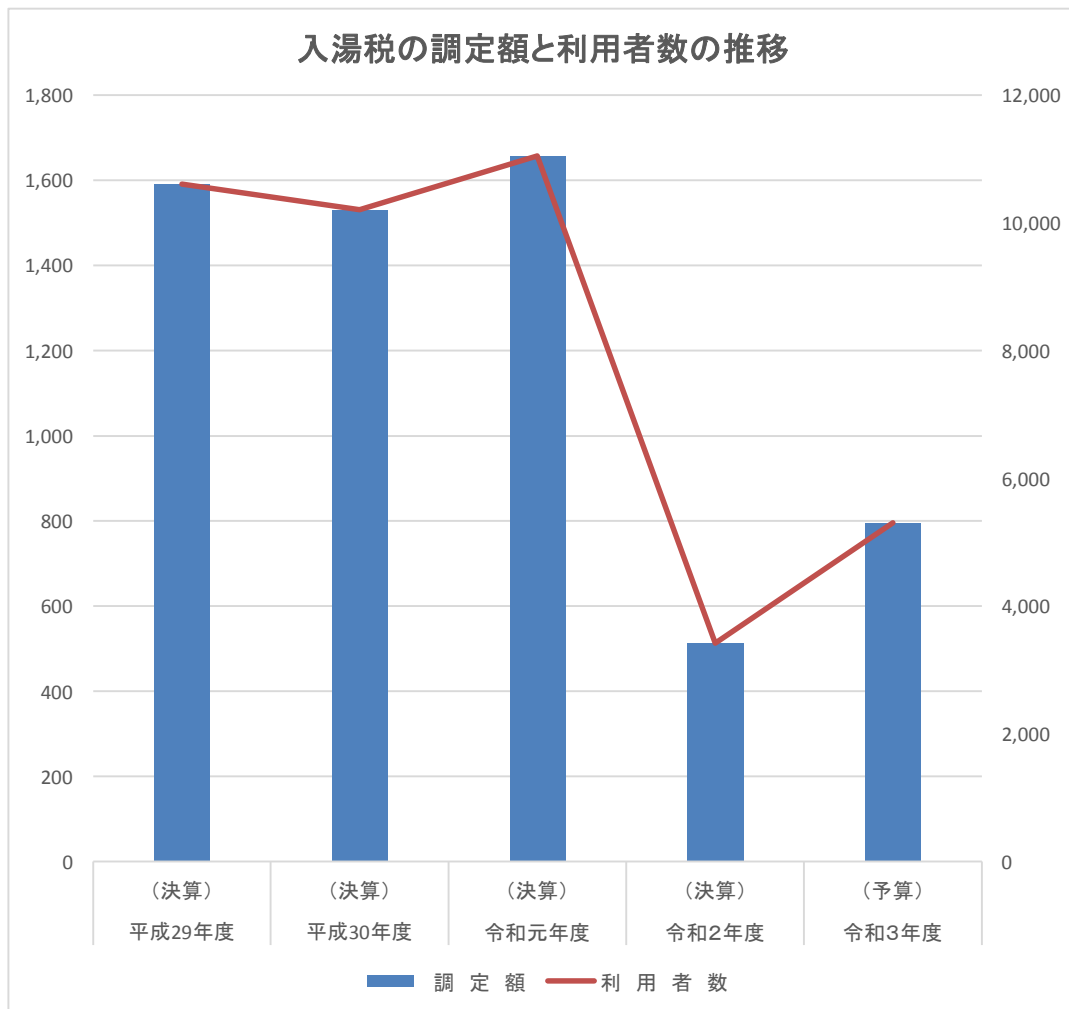


(4) 入湯税の調定額及び充当状況

(単位：千円・人)

区 分		年 度	平成29年度 (決算)	平成30年度 (決算)	令和元年度 (決算)	令和2年度 (決算)	令和3年度 (予算)
調 定 額			1,591	1,531	1,658	513	795
利 用 者 数			10,605	10,205	11,050	3,421	5,304
充 当 額	環境衛生施設の整備		0	0	0	513	0
	観光振興		1,591	1,531	1,658	0	795
	合計		1,591	1,531	1,658	513	795

※出典 入湯税の使途状況等に関する調査より入湯税充当に関する調



## 5 . 徵 収

## (1) 年度別市税決算額

年度		28			29		
区分		調定額	収入済額	収入率	調定額	収入済額	収入率
税目		(千円)	(千円)	(%)	(千円)	(千円)	(%)
市民税	個人	1,479,791	1,453,866	98.2	1,536,495	1,514,608	98.6
	法人	294,213	293,246	99.7	312,394	311,465	99.7
	計	1,774,004	1,747,112	98.5	1,848,889	1,826,073	98.8
固定資産税	固定資産税	2,161,456	2,118,846	98.0	2,199,109	2,156,732	98.1
	交付金	156,914	156,914	100.0	153,954	153,954	100.0
	計	2,318,370	2,275,760	98.2	2,353,063	2,310,686	98.2
軽自動車税	軽自動車税	179,578	174,719	97.3	184,885	179,936	97.3
	環境性能割						
	計	179,578	174,719	97.3	184,885	179,936	97.3
市たばこ税		378,187	378,187	100.0	357,410	357,410	100.0
入湯税		1,489	1,489	100.0	1,591	1,591	100.0
都市計画税		160,112	157,407	98.3	162,175	159,664	98.5
現年課税分計		4,811,740	4,734,674	98.4	4,908,013	4,835,360	98.5
滞納繰越分		331,773	82,270	24.8	297,074	87,102	29.3
合計		5,143,513	4,816,944	93.7	5,205,087	4,922,462	94.6

※調定額及び収入済額は、「市町村税の決算状況速報」及び「地方財政

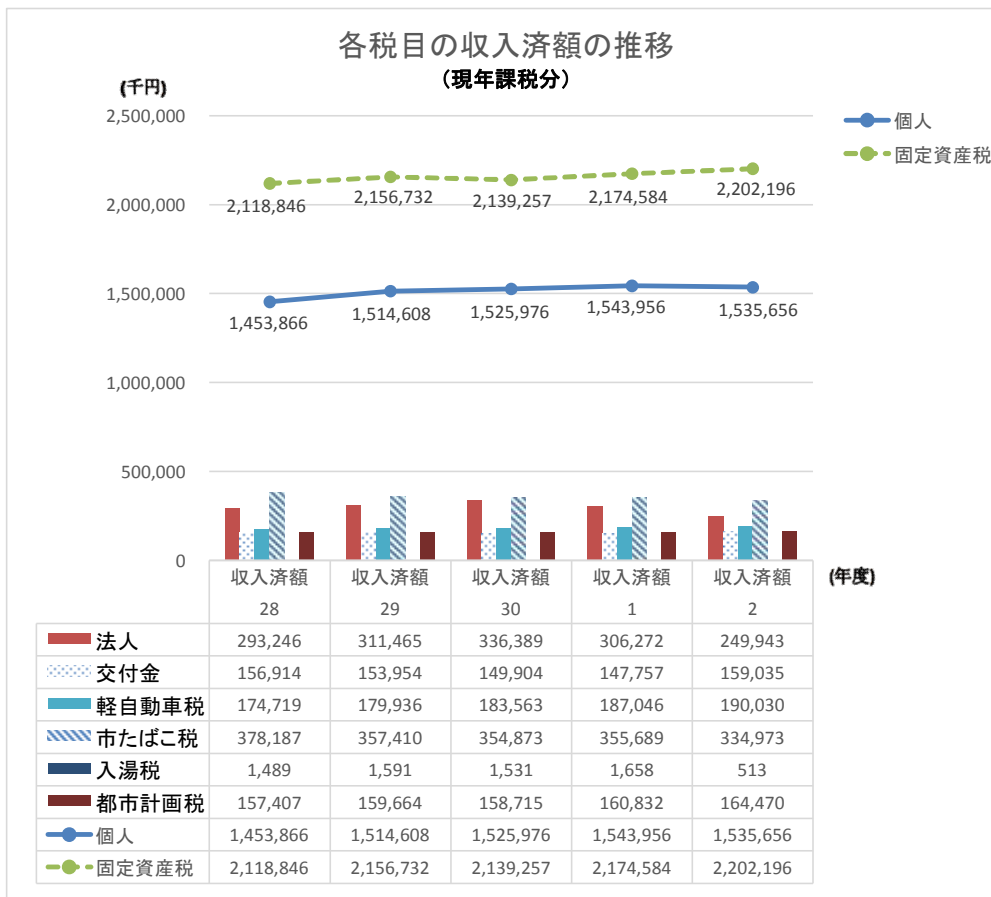
※「収入済額」には「還付未済額」を含んでいます。

(単位：千円)

30			1			2		
調定額 (千円)	収入済額 (千円)	収入率 (%)	調定額 (千円)	収入済額 (千円)	収入率 (%)	調定額 (千円)	収入済額 (千円)	収入率 (%)
1,534,652	1,525,976	99.4	1,572,391	1,543,956	98.2	1,549,044	1,535,656	99.1
337,603	336,389	99.6	306,886	306,272	99.8	251,547	249,943	99.4
1,872,255	1,862,365	99.5	1,879,277	1,850,228	98.5	1,800,591	1,785,599	99.2
2,176,341	2,139,257	98.3	2,208,694	2,174,584	98.5	2,240,000	2,202,196	98.3
149,904	149,904	100.0	147,757	147,757	100.0	159,035	159,035	100.0
2,326,245	2,289,161	98.4	2,356,451	2,322,341	98.6	2,399,035	2,361,231	98.4
187,737	183,563	97.8	190,587	187,046	98.1	193,071	190,030	98.4
			1,862	1,862	100.0	6,046	6,046	100.0
187,737	183,563	97.8	192,449	188,908	98.2	199,117	196,076	98.5
354,873	354,873	100.0	355,689	355,689	100.0	334,973	334,973	100.0
1,531	1,531	100.0	1,658	1,658	100.0	513	513	100.0
160,795	158,715	98.7	162,607	160,832	98.9	166,234	164,470	98.9
4,903,436	4,850,208	98.9	4,948,131	4,879,656	98.6	4,900,463	4,842,862	98.8
269,932	71,656	26.5	233,022	63,620	27.3	216,301	48,830	22.6
5,173,368	4,921,864	95.1	5,181,153	4,943,276	95.4	5,116,764	4,891,692	95.6

状況調査表の06表」に基づいています。

(2) 各税目の調定額及び収入済額の推移





(3) 一般会計歳入総額と市税収入額の推移

(単位：千円)

区分 \ 年度	28	29	30	1	2
歳入総額 (A) (千円)	29,379,420	31,316,310	28,295,363	28,645,975	35,518,559
市税収入額 (B) (千円)	4,816,944	4,922,462	4,921,864	4,943,276	4,891,692
歳入総額に占める 市税の割合 (B/A)	16.4%	15.7%	17.4%	17.3%	13.8%

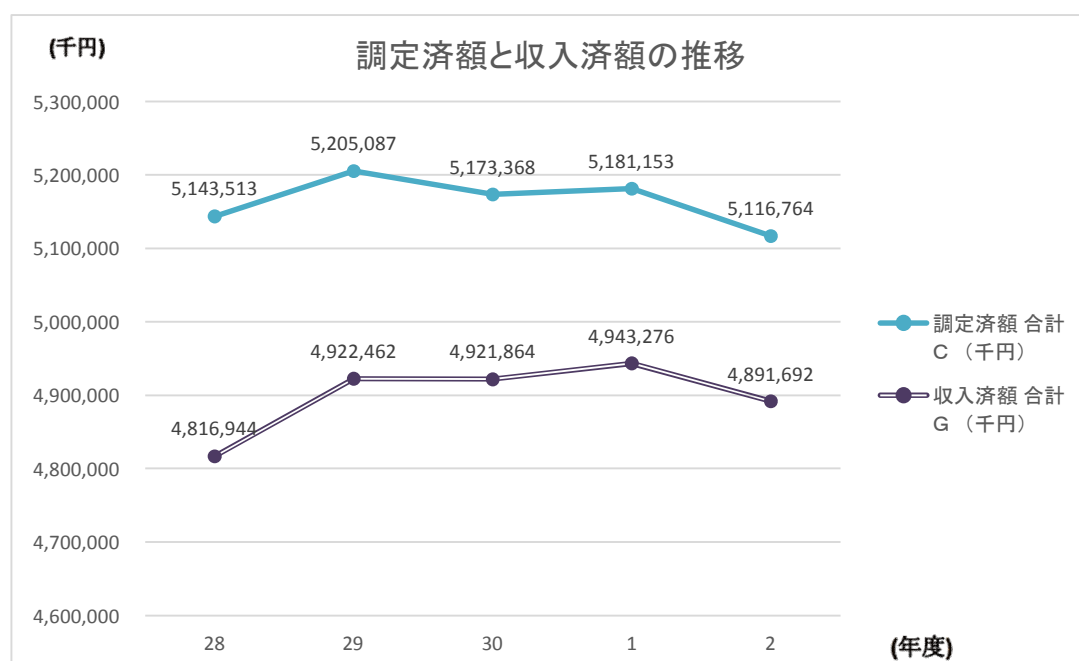


(4) 市税調定額及び徴収率等一覧表

区分		年度				
		28	29	30	1	2
調 定 済 額	現年度課税分 A (千円)	4,811,740	4,908,013	4,903,436	4,948,131	4,900,463
	滞納繰越分 B (千円)	331,773	297,074	269,932	233,022	216,301
	合計 C (千円)	5,143,513	5,205,087	5,173,368	5,181,153	5,116,764
	Cのうち徴収猶予 D (千円)	0	0	0	0	14,466
	Dのうち現年度 課税分 (千円)	0	0	0	0	14,416
収 入 済 額	現年度課税分 E (千円)	4,734,674	4,835,360	4,850,208	4,879,656	4,842,862
	滞納繰越分 F (千円)	82,270	87,102	71,656	63,620	48,830
	合計 G (千円)	4,816,944	4,922,462	4,921,864	4,943,276	4,891,692
不納欠損額 H (千円)		29,331	12,638	17,221	20,232	11,023
収入未済額 (C-G-H) I (千円)		297,238	269,987	234,283	217,645	214,049
徴 収 率	現年度課税分 (E/A) (%)	98.4	98.5	98.9	98.6	98.8
	滞納繰越分 (F/B) (%)	24.8	29.3	26.5	27.3	22.6
	合計 (G/C) (%)	93.7	94.6	95.1	95.4	95.6

※調定額及び収入済額は「市町村税の決算状況速報」及び「地方財政状況調査表06表」に基づいています。

※「収入済額」には「還付未済額」を含んでいます。



(5) 納税方法の状況 (件数)

税目	方法	28	29	30	1	2
固定資産税・都市計画税	口座	41,587	41,120	40,748	40,449	40,050
	銀行	17,829	17,924	15,748	26,867	13,897
	窓口	8,845	8,211	8,100	6,827	7,006
	郵便	4,109	4,890	4,148	3,952	4,232
	コンビニ	15,043	17,058	18,728	20,464	22,960
	アプリ	-	-	-	54	103
	嘱託	1,593	1,512	1,468	1,538	1,286
	計	89,006	90,715	88,940	100,151	89,534
軽自動車税	口座	5,185	5,031	4,855	4,770	4,624
	銀行	8,059	8,928	7,264	11,245	6,440
	窓口	3,896	2,403	3,303	3,219	2,723
	郵便	1,442	1,455	1,466	1,402	1,425
	コンビニ	10,030	10,551	11,327	11,898	12,767
	アプリ	-	-	-	29	68
	嘱託	467	410	401	488	203
	計	29,079	28,778	28,616	33,051	28,250
市民税(普通徴収)	口座	7,089	5,850	5,063	5,292	4,868
	銀行	3,782	1,764	2,531	5,470	2,180
	窓口	3,238	3,509	2,481	2,246	1,849
	郵便	944	867	735	802	616
	コンビニ	6,527	5,797	6,062	6,703	6,949
	アプリ	-	-	-	29	49
	嘱託	642	494	527	509	383
	計	22,222	18,281	17,399	21,051	16,894
合計	口座	53,861	52,001	50,666	50,511	49,542
	銀行	29,670	28,616	25,543	43,582	22,517
	窓口	15,979	14,123	13,884	12,292	11,578
	郵便	6,495	7,212	6,349	6,156	6,273
	コンビニ	31,600	33,406	36,117	39,065	42,676
	アプリ	-	-	-	112	220
	嘱託	2,702	2,416	2,396	2,535	1,872
	計	140,307	137,774	134,955	154,253	134,678

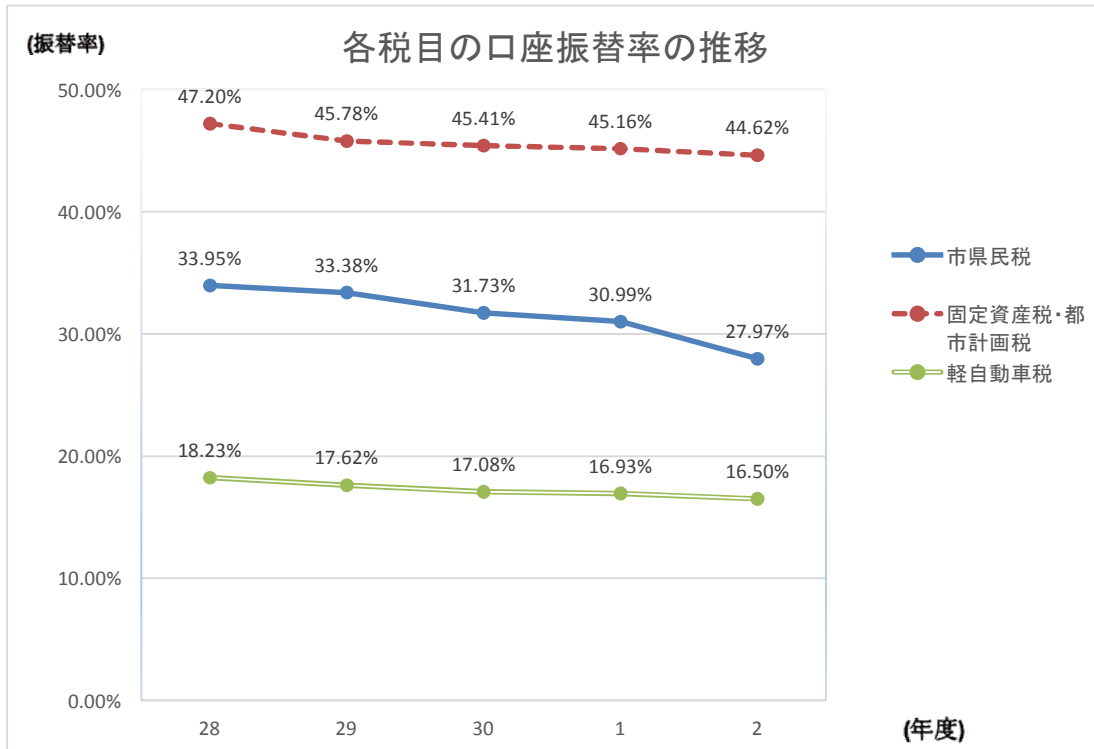
口座：口座振替 銀行：郵便局を除く金融機関及び各支所・各出張所 窓口：税務課及び差押え等  
郵便：郵便局の窓口 コンビニ：コンビニエンスストア窓口 アプリ：PayB 嘱託：徴収嘱託員

※コンビニ平成27年度開始、アプリ平成31(令和元)年度開始

(6) 口座振替利用状況

区分	年度	28	29	30	1	2
	税目					
納税義務者(人)	市 県 民 税	7,092	5,913	5,497	5,830	5,841
	固定資産税・都市計画税	23,284	23,292	23,225	23,193	23,173
	軽自動車税	29,579	29,827	29,511	29,231	29,245
	合 計	59,955	59,032	58,233	58,254	58,259
振替件数(件)	市 県 民 税	2,408	1,974	1,744	1,807	1,634
	固定資産税・都市計画税	10,989	10,664	10,546	10,474	10,340
	軽自動車税	5,393	5,256	5,041	4,950	4,825
	合 計	18,790	17,894	17,331	17,231	16,799
振替加入率(%)	市 県 民 税	33.95%	33.38%	31.73%	30.99%	27.97%
	固定資産税・都市計画税	47.20%	45.78%	45.41%	45.16%	44.62%
	軽自動車税	18.23%	17.62%	17.08%	16.93%	16.50%
	合 計	31.34%	30.31%	29.76%	29.58%	28.84%

各税目の口座振替率の推移



(7) コンビニ収納状況

区分		年度				
		28	29	30	1	2
市県民税	件数 件	6,527	5,797	6,062	6,703	7,024
	金額 千円	120,134	116,593	120,200	138,561	137,078
固定資産税・ 都市計画税	件数 件	15,043	17,058	18,728	20,464	23,050
	金額 千円	184,351	217,107	234,927	259,416	299,565
軽自動車税	件数 件	10,030	10,551	11,327	11,898	12,802
	金額 千円	65,803	71,920	78,948	84,984	94,171
合計	件数 件	31,600	33,406	36,117	39,065	42,876
	金額 千円	370,288	405,620	434,075	482,961	530,814

(8) 年度別差押財産の換価状況

区分		年度				
		28	29	30	1	2
動産	件数 件	4	3	8	6	3
	税額 千円	61	200	294	209	143
債権	件数 件	902	711	411	651	329
	税額 千円	26,157	27,995	18,167	22,957	16,593
不動産	件数 件	2	0	2	0	0
	税額 千円	50	0	3,013	0	0
合計	件数 件	908	714	421	657	332
	税額 千円	26,268	28,195	21,474	23,166	16,736

※税額には、本税のほか督促手数料、延滞金等が含まれます。

## (9) 督促状発付状況

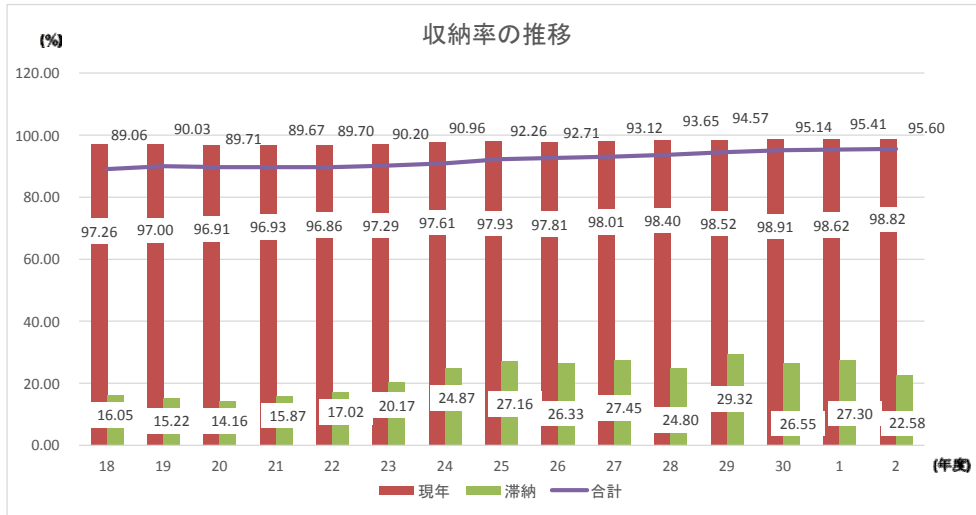
種別	年度	28				29		
	区分	期・月	納税義務者 (人)	発付数 (件)	発付率 (%)	納税義務者 (人)	発付数 (件)	発付率 (%)
市 県 民 税 ( 普 通 徴 収 )		1	7,091	1,538	21.7	5,800	1,127	19.4
		2	5,277	1,297	24.6	4,288	961	22.4
		3	5,208	1,337	25.7	4,260	1,003	23.5
		4	5,383	1,223	22.7	4,408	1,006	22.8
		計	22,959	5,395	23.5	18,756	4,097	21.8
市 県 民 税 ( 特 別 徴 収 )		4	1,596	44	2.8	1,647	40	2.4
		5	1,588	35	2.2	1,638	36	2.2
		6	1,792	66	3.7	2,260	102	4.5
		7	1,743	74	4.2	2,144	106	4.9
		8	1,744	55	3.2	2,143	85	4.0
		9	1,736	65	3.7	2,135	87	4.1
		10	1,734	59	3.4	2,126	84	4.0
		11	1,731	62	3.6	2,138	82	3.8
		12	1,725	52	3.0	2,108	80	3.8
		1	1,716	64	3.7	2,098	83	4.0
		2	1,705	46	2.7	2,090	93	4.4
		3	1,695	42	2.5	2,085	90	4.3
		計	20,505	664	3.2	24,612	968	3.9
	固 定 資 産 税 ・ 都 市 計 画 税		1	23,107	3,992	17.3	23,119	3,915
		2	22,891	3,574	15.6	22,906	3,346	14.6
		3	22,892	3,462	15.1	22,905	3,559	15.5
		4	22,893	2,786	12.2	22,905	2,760	12.0
		計	91,783	13,814	15.1	91,835	13,580	14.8
軽 自 動 車 税		全	29,576	4,833	16.3	29,403	4,595	15.6
法 人 市 民 税		4	-	-	-	-	-	-
		5	-	-	-	-	-	-
		6	-	-	-	-	-	-
		7	-	-	-	-	-	-
		8	-	-	-	-	-	-
		9	-	-	-	-	-	-
		10	-	-	-	-	-	-
		11	-	-	-	-	-	-
		12	-	-	-	-	-	-
		1	-	-	-	-	-	-
		2	-	-	-	-	-	-
		3	-	-	-	-	-	-
		計	-	-	-	-	-	-

期・月	30			1			2		
	納税義務者 (人)	発付数 (件)	発付率 (%)	納税義務者 (人)	発付数 (件)	発付率 (%)	納税義務者 (人)	発付数 (件)	発付率 (%)
1	5,465	1,012	18.5	5,319	1,005	18.9	5,180	774	14.9
2	4,012	889	22.2	3,827	960	25.1	3,899	728	18.7
3	4,045	922	22.8	3,725	882	23.7	3,919	837	21.4
4	4,243	876	20.6	3,725	875	23.5	4,077	808	19.8
計	17,765	3,699	20.8	16,596	3,722	22.4	17,075	3,147	18.4
4	1,965	76	3.9	2,113	103	4.9	2,112	79	3.7
5	1,970	83	4.2	2,109	97	4.6	2,107	89	4.2
6	2,445	170	7.0	2,483	141	5.7	2,498	124	5.0
7	2,330	142	6.1	2,350	109	4.6	2,371	109	4.6
8	2,326	132	5.7	2,350	104	4.4	2,369	104	4.4
9	2,318	124	5.3	2,350	94	4.0	2,365	78	3.3
10	2,320	120	5.2	2,350	105	4.5	2,360	95	4.0
11	2,333	112	4.8	2,365	102	4.3	2,375	88	3.7
12	2,309	114	4.9	2,350	101	4.3	2,357	97	4.1
1	2,302	137	6.0	2,350	98	4.2	2,346	100	4.3
2	2,296	113	4.9	2,350	99	4.2	2,340	81	3.5
3	2,294	104	4.5	2,350	102	4.3	2,340	77	3.3
計	27,208	1,427	5.2	27,870	1,255	4.5	27,940	1,121	4.0
1	23,062	3,823	16.6	23,000	3,482	15.1	22,974	3,325	14.5
2	22,849	3,093	13.5	22,801	3,032	13.3	22,762	2,633	11.6
3	22,845	3,572	15.6	22,799	3,080	13.5	22,767	2,784	12.2
4	22,838	2,550	11.2	22,799	2,482	10.9	22,770	2,318	10.2
計	91,594	13,038	14.2	91,399	12,076	13.2	91,273	11,060	12.1
全	29,123	4,010	13.8	28,657	3,870	13.5	28,545	2,906	10.2
4	89	2	2.2	99	5	5.1	93	4	4.3
5	245	11	4.5	241	6	2.5	244	7	2.9
6	185	4	2.2	161	5	3.1	173	5	2.9
7	134	12	9.0	149	5	3.4	128	4	3.1
8	133	4	3.0	126	7	5.6	140	2	1.4
9	105	12	11.4	103	3	2.9	102	3	2.9
10	115	7	6.1	124	3	2.4	101	3	3.0
11	224	4	1.8	212	6	2.8	235	0	0.0
12	93	2	2.2	72	5	6.9	66	4	6.1
1	56	3	5.4	59	4	6.8	68	2	2.9
2	86	2	2.3	147	3	2.0	89	2	2.2
3	79	1	1.3	71	0	0.0	78	0	0.0
計	1,544	64	4.1	1,564	52	3.3	1,517	36	2.4

(10) 収納率の推移

(単位：%)

年度	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2
現年	97.26	97.00	96.91	96.93	96.86	97.29	97.61	97.93	97.81	98.01	98.40	98.52	98.91	98.62	98.82
滞納	16.05	15.22	14.16	15.87	17.02	20.17	24.87	27.16	26.33	27.45	24.80	29.32	26.55	27.30	22.58
合計	89.06	90.03	89.71	89.67	89.70	90.20	90.96	92.26	92.71	93.12	93.65	94.57	95.14	95.41	95.60



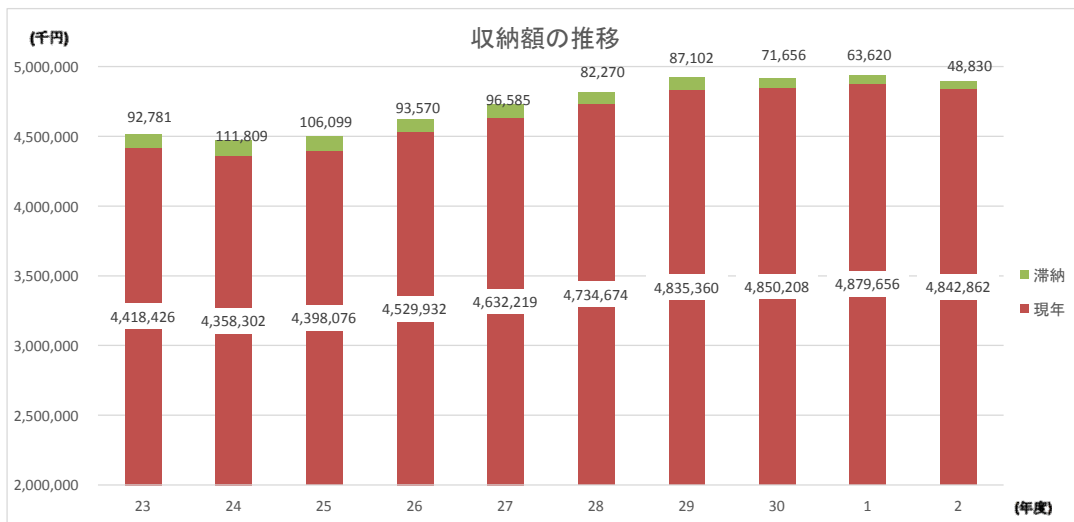
(11) 収納額の推移

(単位：千円)

年度	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2
現年	4,418,426	4,358,302	4,398,076	4,529,932	4,632,219	4,734,674	4,835,360	4,850,208	4,879,656	4,842,862
滞納	92,781	111,809	106,099	93,570	96,585	82,270	87,102	71,656	63,620	48,830
合計	4,511,207	4,470,111	4,504,175	4,623,502	4,728,804	4,816,944	4,922,462	4,921,864	4,943,276	4,891,692

※調定額及び収入済額は「市町村税の決算状況速報」及び「地方財政状況調査表06表」に基づいています。

※「収入済額」には「還付未済額」を含んでいます。





## 6 . そ の 他

市税の税率及び納期等の一覧表

(令和3年7月1日現在)

税目		課税客体・納税義務者		内容(税率等)			納期限(令和3年度)																															
個人	市	(課税客体) ○個人の所得 (納税義務者) ○市内に住所を有する個人 ○市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で、市内に住所を有しないもの	均等割	<table border="1"> <tr> <td>市民税</td> <td>県民税</td> <td rowspan="2">※県民税のうち500円は森林環境税 (平成18年度～令和7年度)</td> </tr> <tr> <td>年額3,500円</td> <td>年額2,000円</td> </tr> </table>	市民税	県民税	※県民税のうち500円は森林環境税 (平成18年度～令和7年度)	年額3,500円	年額2,000円	(普通徴収) <table border="1"> <tr> <td>第1期</td> <td>6月30日</td> <td>第2期</td> <td>8月31日</td> </tr> <tr> <td>第3期</td> <td>11月1日</td> <td>第4期</td> <td>1月31日</td> </tr> </table>				第1期	6月30日	第2期	8月31日	第3期	11月1日	第4期	1月31日																	
			市民税	県民税	※県民税のうち500円は森林環境税 (平成18年度～令和7年度)																																	
年額3,500円	年額2,000円																																					
第1期	6月30日	第2期	8月31日																																			
第3期	11月1日	第4期	1月31日																																			
			所得割	<table border="1"> <tr> <td>市民税</td> <td>県民税</td> </tr> <tr> <td>6%</td> <td>4%</td> </tr> </table>	市民税	県民税	6%	4%	(特別徴収) 6月から翌年5月までの給与から納付 (事業所は、翌月10日までに納付)																													
市民税	県民税																																					
6%	4%																																					
法人	市	(課税客体) ○法人の法人税額 (納税義務者) ○市内に事務所、事業所を有する法人 ○市内に寮等を有する法人で市内に事務所、事業所を有しないもの及び市内に事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの	均等割	<table border="1"> <thead> <tr> <th>法人等の区分</th> <th>市内従業者</th> <th>税額(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50億円を超える法人</td> <td>50人超</td> <td>3,000,000円</td> </tr> <tr> <td>10億円を超え50億円以下の法人</td> <td>50人超</td> <td>1,750,000円</td> </tr> <tr> <td>10億円を超える法人</td> <td>50人以下</td> <td>410,000円</td> </tr> <tr> <td>1億円を超え10億円以下の法人</td> <td>50人超</td> <td>400,000円</td> </tr> <tr> <td>1億円を超え10億円以下の法人</td> <td>50人以下</td> <td>160,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円を超え1億円以下の法人</td> <td>50人超</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円を超え1億円以下の法人</td> <td>50人以下</td> <td>130,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円以下の法人</td> <td>50人超</td> <td>120,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円以下の法人 資本金等の額を有しない法人</td> <td>50人以下</td> <td>50,000円</td> </tr> </tbody> </table>	法人等の区分	市内従業者	税額(年額)	50億円を超える法人	50人超	3,000,000円	10億円を超え50億円以下の法人	50人超	1,750,000円	10億円を超える法人	50人以下	410,000円	1億円を超え10億円以下の法人	50人超	400,000円	1億円を超え10億円以下の法人	50人以下	160,000円	1千万円を超え1億円以下の法人	50人超	150,000円	1千万円を超え1億円以下の法人	50人以下	130,000円	1千万円以下の法人	50人超	120,000円	1千万円以下の法人 資本金等の額を有しない法人	50人以下	50,000円	原則として、事業年度終了後2か月以内に申告納付			
				法人等の区分	市内従業者	税額(年額)																																
50億円を超える法人	50人超	3,000,000円																																				
10億円を超え50億円以下の法人	50人超	1,750,000円																																				
10億円を超える法人	50人以下	410,000円																																				
1億円を超え10億円以下の法人	50人超	400,000円																																				
1億円を超え10億円以下の法人	50人以下	160,000円																																				
1千万円を超え1億円以下の法人	50人超	150,000円																																				
1千万円を超え1億円以下の法人	50人以下	130,000円																																				
1千万円以下の法人	50人超	120,000円																																				
1千万円以下の法人 資本金等の額を有しない法人	50人以下	50,000円																																				
法人税割	<table border="1"> <thead> <tr> <th>法人等の区分</th> <th>平成26年10月1日以後に開始</th> <th>令和元年10月1日以後に開始</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資本金等の額が1億円を超える法人</td> <td>12.10%</td> <td>8.40%</td> </tr> </tbody> </table>	法人等の区分	平成26年10月1日以後に開始	令和元年10月1日以後に開始	資本金等の額が1億円を超える法人	12.10%	8.40%																															
法人等の区分	平成26年10月1日以後に開始	令和元年10月1日以後に開始																																				
資本金等の額が1億円を超える法人	12.10%	8.40%																																				

市税の税率及び納期等の一覧表

(令和3年7月1日現在)

税目	課税客体・納税義務者	内容(税率等)		納期限(令和3年度)																				
固定資産税	(課税客体) ○土地、家屋及び償却資産 (納税義務者) ○上記課税客体の所有者	<table border="1"> <tr><td>土地</td><td rowspan="3">1.40%</td></tr> <tr><td>家屋</td></tr> <tr><td>償却資産</td></tr> </table>	土地	1.40%	家屋	償却資産	<table border="1"> <tr><td colspan="2">免税点</td></tr> <tr><td>土地</td><td>300,000円</td></tr> <tr><td>家屋</td><td>200,000円</td></tr> <tr><td>償却資産</td><td>1,500,000円</td></tr> </table>	免税点		土地	300,000円	家屋	200,000円	償却資産	1,500,000円	<table border="1"> <tr> <td>第1期</td> <td>4月30日</td> <td>第2期</td> <td>8月2日</td> </tr> <tr> <td>第3期</td> <td>9月30日</td> <td>第4期</td> <td>12月27日</td> </tr> </table>	第1期	4月30日	第2期	8月2日	第3期	9月30日	第4期	12月27日
土地	1.40%																							
家屋																								
償却資産																								
免税点																								
土地	300,000円																							
家屋	200,000円																							
償却資産	1,500,000円																							
第1期	4月30日	第2期	8月2日																					
第3期	9月30日	第4期	12月27日																					
都市計画税	(課税客体) ○市街化区域内の土地及び家屋 (納税義務者) ○上記課税客体の所有者	<table border="1"> <tr><td>土地</td><td rowspan="2">0.20%</td></tr> <tr><td>家屋</td></tr> </table>	土地	0.20%	家屋																			
土地	0.20%																							
家屋																								
市たばこ税	(納税義務者) ○製造たばこの製造者、特定販売業者(外国産たばこの輸入業者)又は卸売販売業者	<table border="1"> <tr> <td rowspan="4">旧3級品以外の紙巻たばこ</td> <td>平成25年4月1日から</td> <td>5,262円/1,000本</td> </tr> <tr> <td>平成30年10月1日から</td> <td>5,692円/1,000本</td> </tr> <tr> <td>令和2年10月1日から</td> <td>6,122円/1,000本</td> </tr> <tr> <td>令和3年10月1日から</td> <td>6,552円/1,000本</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">旧3級品の紙巻たばこ</td> <td>平成28年4月1日から</td> <td>2,925円/1,000本</td> </tr> <tr> <td>平成29年4月1日から</td> <td>3,355円/1,000本</td> </tr> <tr> <td>平成30年4月1日から 令和元年9月30日まで</td> <td>4,000円/1,000本</td> </tr> </table>	旧3級品以外の紙巻たばこ	平成25年4月1日から	5,262円/1,000本	平成30年10月1日から	5,692円/1,000本	令和2年10月1日から	6,122円/1,000本	令和3年10月1日から	6,552円/1,000本	旧3級品の紙巻たばこ	平成28年4月1日から	2,925円/1,000本	平成29年4月1日から	3,355円/1,000本	平成30年4月1日から 令和元年9月30日まで	4,000円/1,000本	<p>毎月の初日から末日までの間に売り渡した製造たばこに係る税額について、翌月末日までに申告納付</p>					
旧3級品以外の紙巻たばこ	平成25年4月1日から	5,262円/1,000本																						
	平成30年10月1日から	5,692円/1,000本																						
	令和2年10月1日から	6,122円/1,000本																						
	令和3年10月1日から	6,552円/1,000本																						
旧3級品の紙巻たばこ	平成28年4月1日から	2,925円/1,000本																						
	平成29年4月1日から	3,355円/1,000本																						
	平成30年4月1日から 令和元年9月30日まで	4,000円/1,000本																						
入湯税	(課税客体) ○鉱泉浴場における入湯行為 (納税義務者) ○鉱泉浴場における入湯客	<table border="1"> <tr> <td>税率</td> <td>1人1日150円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">入湯税の課税免除</td> <td>年齢12歳未満の者</td> </tr> <tr> <td>共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者</td> </tr> <tr> <td>療養を目的とした簡素な施設において入湯する者</td> </tr> <tr> <td>日帰り入湯する者</td> </tr> </table>	税率	1人1日150円	入湯税の課税免除	年齢12歳未満の者	共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者	療養を目的とした簡素な施設において入湯する者	日帰り入湯する者	<p>鉱泉浴場の経営者である特別徴収義務者は、毎月15日までに前月1日から同月末日までの納入申告書の提出及び納付</p>														
税率	1人1日150円																							
入湯税の課税免除	年齢12歳未満の者																							
	共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者																							
	療養を目的とした簡素な施設において入湯する者																							
	日帰り入湯する者																							

市税の税率及び納期等の一覧表

(令和3年7月1日現在)

税目	課税客体・納税義務者	内容 (税率等)	納期限 (令和3年度)																						
軽自動車	(課税客体) ○原動機付自転車 ○軽自動車 ○小型特殊自動車 ○二輪の小型自動車  (納税義務者) ○上記課税客体の所有者等	四輪以上及び三輪の軽自動車	全期5月31日																						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">種別</th> <th>平成27年3月31日以前に登録</th> <th>平成27年4月1日以後に新車登録</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">三輪のもの</td> <td>3,100円</td> <td>3,900円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">四輪以上のもの</td> <td rowspan="2">乗用</td> <td>営業用</td> <td>5,500円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>7,200円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貨物用</td> <td>営業用</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>4,000円</td> </tr> </tbody> </table>		種別		平成27年3月31日以前に登録	平成27年4月1日以後に新車登録	三輪のもの		3,100円	3,900円	四輪以上のもの	乗用	営業用	5,500円	自家用	7,200円	貨物用	営業用	3,000円	自家用	4,000円			
		種別		平成27年3月31日以前に登録	平成27年4月1日以後に新車登録																				
		三輪のもの		3,100円	3,900円																				
		四輪以上のもの		乗用	営業用	5,500円																			
					自家用	7,200円																			
				貨物用	営業用	3,000円																			
					自家用	4,000円																			
		原動機付自転車及び二輪車等		全期5月31日																					
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">種別</th> <th>年税額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">原動機付自転車</td> <td>50cc以下のもの</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>50ccを超え90cc以下のもの</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>90ccを超え125cc以下のもの</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td>ミニカー</td> <td>3,700円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">軽二輪 (125ccを超え250cc以下のもの)等</td> <td>二輪のもの(側車付を含む。)</td> <td rowspan="3">3,600円</td> </tr> <tr> <td>二輪のけん引車(ボートトレーラー等)</td> </tr> <tr> <td>専ら雪上を走行するもの</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">小型特殊自動車</td> <td>農耕作業用のもの</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td>その他のもの</td> <td>5,900円</td> </tr> <tr> <td>二輪の小型自動車(250ccを超えるもの)</td> <td>6,000円</td> </tr> </tbody> </table>			種別		年税額	原動機付自転車	50cc以下のもの	2,000円	50ccを超え90cc以下のもの	2,000円	90ccを超え125cc以下のもの	2,400円	ミニカー	3,700円	軽二輪 (125ccを超え250cc以下のもの)等	二輪のもの(側車付を含む。)	3,600円	二輪のけん引車(ボートトレーラー等)	専ら雪上を走行するもの	小型特殊自動車	農耕作業用のもの	2,400円	その他のもの
種別		年税額																							
原動機付自転車	50cc以下のもの	2,000円																							
	50ccを超え90cc以下のもの	2,000円																							
	90ccを超え125cc以下のもの	2,400円																							
	ミニカー	3,700円																							
軽二輪 (125ccを超え250cc以下のもの)等	二輪のもの(側車付を含む。)	3,600円																							
	二輪のけん引車(ボートトレーラー等)																								
	専ら雪上を走行するもの																								
小型特殊自動車	農耕作業用のもの	2,400円																							
	その他のもの	5,900円																							
二輪の小型自動車(250ccを超えるもの)	6,000円																								
重課税率(平成28年度から)	全期5月31日																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">種別</th> <th>年税額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">軽自動車</td> <td colspan="2">三輪のもの</td> <td>4,600円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">四輪以上のもの</td> <td rowspan="2">乗用</td> <td>営業用</td> <td>8,200円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>12,900円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貨物用</td> <td>営業用</td> <td>4,500円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>6,000円</td> </tr> </tbody> </table>		種別			年税額	軽自動車	三輪のもの		4,600円	四輪以上のもの	乗用	営業用	8,200円	自家用	12,900円	貨物用	営業用	4,500円	自家用	6,000円					
種別			年税額																						
軽自動車		三輪のもの		4,600円																					
		四輪以上のもの	乗用	営業用	8,200円																				
				自家用	12,900円																				
			貨物用	営業用	4,500円																				
				自家用	6,000円																				
※最初の新規検査(車検証に記載してある初度検査年月)を受けた月から13年を経過した四輪以上及び三輪の軽自動車は、平成28年度から経年重課の税率が適用																									

市税の税率及び納期等の一覧表

(令和3年7月1日現在)

税目	課税客体・納税義務者	内容 (税率等)	納期限 (令和3年度)																																				
軽自動車税	(課税客体) ○原動機付自転車 ○軽自動車 ○小型特殊自動車 ○二輪の小型自動車  (納税義務者) ○上記課税客体の所有者等	軽課税率 <table border="1" data-bbox="562 301 1301 574"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th rowspan="2">標準税率</th> <th colspan="3">グリーン化特例 (軽課) 平成28年度～令和3年度</th> </tr> <tr> <th>25%軽減</th> <th>50%軽減</th> <th>75%軽減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三輪</td> <td>3,900円</td> <td>3,000円</td> <td>2,000円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">四輪以上</td> <td rowspan="2">乗用</td> <td>営業用</td> <td>6,900円</td> <td>5,200円</td> <td>3,500円</td> <td>1,800円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>10,800円</td> <td>8,100円</td> <td>5,400円</td> <td>2,700円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貨物</td> <td>営業用</td> <td>3,800円</td> <td>2,900円</td> <td>1,900円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>5,000円</td> <td>3,800円</td> <td>2,500円</td> <td>1,300円</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="533 603 1301 762">※ 平成29年4月1日から令和3年3月31日までに新車新規登録した一定の環境性能を有する四輪以上及び三輪の軽自動車について、その燃費性能に応じ、取得した日の属する年度の翌年度分の税率を軽減するグリーン化特例 (軽課) が適用 (平成28年度及び平成29年度に実施したグリーン化特例 (軽課) を対象車の重点化を行った上で2年延長)</p>	種別	標準税率	グリーン化特例 (軽課) 平成28年度～令和3年度			25%軽減	50%軽減	75%軽減	三輪	3,900円	3,000円	2,000円	1,000円	四輪以上	乗用	営業用	6,900円	5,200円	3,500円	1,800円	自家用	10,800円	8,100円	5,400円	2,700円	貨物	営業用	3,800円	2,900円	1,900円	1,000円	自家用	5,000円	3,800円	2,500円	1,300円	全期5月31日
	種別	標準税率			グリーン化特例 (軽課) 平成28年度～令和3年度																																		
25%軽減			50%軽減	75%軽減																																			
三輪	3,900円	3,000円	2,000円	1,000円																																			
四輪以上	乗用	営業用	6,900円	5,200円	3,500円	1,800円																																	
		自家用	10,800円	8,100円	5,400円	2,700円																																	
	貨物	営業用	3,800円	2,900円	1,900円	1,000円																																	
		自家用	5,000円	3,800円	2,500円	1,300円																																	